

23 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

改定前	改定後	改定のポイント
【平成12年告示95号】 二十三 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 (新設) イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) (略) (2) <u>通所介護費等算定方法第1号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</u> ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) <u>指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。</u> (新設) (新設)	【平成12年告示95号】 二十三 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 <u>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> (1) <u>以下のいずれかに適合すること。</u> (一) <u>指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七十以上であること。</u> (二) <u>指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の二十五以上であること。</u> (2) <u>通所介護費等算定方法第一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</u> ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) (略) (2) <u>イ(2)に該当するものであること。</u> ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) <u>以下のいずれかに適合すること。</u> (一) <u>指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。</u> (二) <u>指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</u>	デイサービスにおけるサービス提供体制加算の基準の改定です。 【改定前】 ＜サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ＞ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イは、次の要件を満たした場合に1回18単位を算定することができました。 ① 介護職員数のうち介護福祉士が50%以上 ② 第27号告示第1号に定める入所者の定員超過、介護職員・看護職員数の人員欠如となっていないこと。 ＜サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ＞ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロは、(Ⅰ)イの②のほか次の要件を満たした場合に1回12単位を算定することができました。 ① 介護職員数のうち介護福祉士が40%以上 ＜サービス提供体制強化加算(Ⅱ)＞ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は、(Ⅰ)イの②のほか次の要件を満たした場合に1回6単位を算定することができました。 ① デイサービスを利用者に直接提供する職員数のうち、勤続年数3年以上の者が30%以上 【改定の理由】 デイサービスにおけるサービス提供体制の強化が求められています。 【改定のポイント】 ＜サービス提供体制強化加算(Ⅰ)＞ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)は、次の要件を満たした場合に1回22単位を算定することができます。 (1) 介護職員数のうち介護福祉士が70%以上、または勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上

(2) (略) ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 <u>(1) 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</u> <u>(2) イ(2)に該当するものであること。</u>	(2) (略) (削る)	(2) 第27号告示第1号に定める入所者の定員超過、介護職員・看護職員数の人員欠如となっていないこと ＜サービス提供体制強化加算(Ⅱ)＞ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は、(Ⅰ)の②のほか次の要件を満たした場合に1回18単位を算定することができます。 ① 介護職員数のうち介護福祉士が50%以上 ＜サービス提供体制強化加算(Ⅲ)＞ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)は、(Ⅰ)の②のほか次の要件を満たした場合に1回6単位を算定することができます。 ① 介護職員数のうち介護福祉士が40%以上、または勤続年数7年以上の者30%以上 ● 旧加算(Ⅰ)イが新加算(Ⅱ)となり、その上位区分として新加算(Ⅰ)、下位加算として旧加算(Ⅰ)ロとほぼ同様の新加算(Ⅲ)が設定されました。 <table><tr><td></td><td>新加算(Ⅰ)</td><td>22 単位</td></tr><tr><td>旧加算(Ⅰ)イ</td><td>18 単位</td><td>→ 新加算(Ⅱ) 18 単位</td></tr><tr><td>旧加算(Ⅰ)ロ</td><td>12 単位</td><td>→ 新加算(Ⅲ) 6 単位</td></tr><tr><td>旧加算(Ⅱ)</td><td>6 単位</td><td></td></tr></table>		新加算(Ⅰ)	22 単位	旧加算(Ⅰ)イ	18 単位	→ 新加算(Ⅱ) 18 単位	旧加算(Ⅰ)ロ	12 単位	→ 新加算(Ⅲ) 6 単位	旧加算(Ⅱ)	6 単位	
	新加算(Ⅰ)	22 単位												
旧加算(Ⅰ)イ	18 単位	→ 新加算(Ⅱ) 18 単位												
旧加算(Ⅰ)ロ	12 単位	→ 新加算(Ⅲ) 6 単位												
旧加算(Ⅱ)	6 単位													